

<経済環境適応資金>

サポート資金【セーフティネット】

融 資 対 象	中小企業信用保険法第2条第4項第1号（倒産）、第2号（事業活動の制限）、第5号（不況業種）又は第6号（破綻金融機関との取引）に規定する特定中小企業者として、その所在地を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者												
融 資 限 度 額	8,000万円												
資 金 使 途	経営の安定に必要な事業上の設備資金及び運転資金												
融 資 期 間 及 び 利 率	<table border="0"> <tr> <td>設備</td> <td>2年以上</td> <td>3年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>4年以上</td> <td>5年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6年以上</td> <td>7年以内</td> <td>年1.6%</td> </tr> </table>	設備	2年以上	3年以内	年1.4%	運転	4年以上	5年以内	年1.5%		6年以上	7年以内	年1.6%
設備	2年以上	3年以内	年1.4%										
運転	4年以上	5年以内	年1.5%										
	6年以上	7年以内	年1.6%										
据 置 返 済 方 法	返済期間5年以内：原則として据置6か月（1年まで延長可）の分割返済 返済期間6年以上7年以内：原則として据置1年の分割返済												
担 保	原則として要しない。ただし、保証協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。												
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。												
信 用 保 証	保証協会による信用保証を要する（別枠保証を利用）。												
保 証 料	年0.79%												
責 任 共 有 制 度	対象外												
推 薦 機 関	県内商工会議所及び商工会												
申 込 先	取扱金融機関の県内各店舗又は愛知県信用保証協会												
必要添付書類	市町村長の認定書												
問 い 合 わ せ 先	愛知県産業労働部中小企業金融課 融資グループ 052-954-6333 愛知県信用保証協会 総合相談室 0120-454-754（信用保証について）												